

市では、地区ごとに除雪対策本部を設置し、幹線市道、バス路線、通勤通学、生活重要路線等を中心に地域特性に応じた除雪を行います。
 また、除雪路線以外の生活道路、消火栓や防火水槽付近は、地域の皆さんで除雪していただきますよう、ご協力をお願いします。

除雪作業にご協力ください！

- ①路上駐車をしなさい
除雪車が通れないことがあります。また、接触事故の原因になります。
- ②スノーポールを触らないでください
道路脇に赤く塗った竹や紅白のポールを設置しています。道幅や危険箇所の目印となるものですので触らないでください。
- ③溝ふたは必ず閉めてください
側溝に排雪した後、溝ふたを開けたままにすると事故の原因になります。必ず閉めてください。
- ④道路上の鉄板を撤去してください
段差解消などのため、道路に設置している鉄板は、除雪車がはね上げる危険があります。事前に道路上から撤去してください。
- ⑤玄関前は各家庭で除雪してください
除雪車が通った後、宅地などの出入り口を塞いでしまうことがあります。その場合は、各家庭で再度除雪をお願いします。
- ⑥木の枝を処理してください
降雪時は雪の重みで、竹や木の枝が道路の上に倒れる危険性があります。所有している人は事前に処理しておいてください。
- ⑦道路に雪を捨てないでください
道路への雪の投げ捨ては、事故や凍結の原因となります。絶対にしないでください。
- ⑧走行中・作業中の除雪車に注意してください
除雪車は走行中・作業中とも危険ですので、絶対近づかないでください。

問合せ先			
各地区除雪対策本部		担当課	
長浜地区	☎65-5988	☎65-6531	道路河川課
浅井地区	☎74-3020	☎74-4350	地域振興課
びわ地区	☎72-3221	☎72-5252	地域振興課
虎姫地区	☎73-3001	☎73-4853	地域振興課
湖北地区	☎78-1001	☎78-8300	地域振興課
高月地区	☎85-3111	☎85-3112	地域振興課
木之本地区	☎82-4111	☎82-5904	建設課
余呉地区	☎86-3221	☎86-3222	地域振興課
西浅井地区	☎89-1121	☎89-1122	地域振興課

行政 information
布団丸洗いサービスの受付を開始します
問 高齢福祉介護課(☎65-7789) しょうがい福祉課(☎65-6518)

在宅で生活しているしょうがいのある人や、介護を受けている人に対する布団の丸洗いをするサービスを実施します。

【受付期間】12月2日(月)～16日(月) 8時30分～17時15分

【負担額】原則利用料の1割 ※土日を除く

(代わりの布団を希望する場合850円、希望しない場合650円)

■65歳以上の高齢者

- 次のすべてに該当する人
- ①平成25年5月1日～10月31日の間に3か月以上在宅生活をしてきた人
 - ②平成25年11月1日現在、ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯等で介護保険要介護3～5の認定を受けているか、しょうがい高齢者の日常生活自立度が寝たきり(ランクBおよびC)で、所得税非課税または生活保護を受けている世帯の人

問合せ・申請窓口

高齢福祉介護課(東別館1階)
 北部振興局および各支所福祉生活課



■しょうがいのある人

- 次のすべてに該当する人
- ①平成25年5月1日～10月31日の間に3か月以上在宅生活をしてきた人
 - ②平成25年11月1日現在、次のいずれかの手帳を持っている人で、しょうがいのある人のみの世帯またはそのしょうがいのある人と同居している人すべてが65歳以上の世帯の人
 - ・身体障害者手帳(肢体不自由視覚、内部)1級、2級
 - ・療育手帳A1、A2
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級

【申請時に必要なもの】

交付を受けている手帳、印鑑

問合せ・申請窓口

しょうがい福祉課(東別館1階)
 北部振興局および各支所福祉生活課

平成26年2月23日(日)執行予定の長浜市長選挙の立候補予定者説明会を開催します。
 立候補を予定している人や関係者はご出席ください。

- 【とき】12月20日(金) 14時～
- 【ところ】市役所別館4階 第2・3会議室



行政 information
長浜信用金庫から壁面大時計をご寄贈いただきました
問 庁舎整備室(☎65-6907)

地域密着型金融機関として創立90周年を迎えられた長浜信用金庫から、地域への感謝の気持ちを込め、新庁舎東別館のオープンに合わせて装飾壁面大時計(600万円)の目録をご寄贈いただきました。

大時計には、琵琶湖のさざ波をイメージしたガラス装飾が(株)黒壁によって施されます。平成27年1月、新庁舎グラウンドオープンに合わせて1階市民交流ロビーに設置予定です。



▲ガラス装飾壁面大時計 (完成予想図)



▶目録と完成予想図の受け渡しをする長浜信用金庫西島喜昭理事長(右)と藤井市長

行政 information
屋根雪下ろし費用を補助します
問 高齢福祉介護課(☎65-7789) しょうがい福祉課(☎65-6518)

高齢者・しょうがい者世帯の皆さんへ
 お住まいの家の屋根雪下ろしを、個人または業者に委託した費用に対して補助します。

【対象】所得税非課税の世帯で親族の支援や経済的援助が受けられない次のいずれかに該当する人

- ①65歳以上の人のみの世帯
- ②身体障害者手帳(内部)2級、平衡機能3級、肢体不自由4級、視覚4級以上、療育手帳重度または精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人のみの世帯
- ③②に該当する人と同居している人すべてが65歳以上の世帯

【対象経費】屋根の雪下ろしにかかる費用

【補助額】1万円/回

(支払額が1万円を下回る場合はその額)
 ※重機(バケットの付いたもの)を使用する必要があった場合の補助上限額は2万円とします。

【補助回数】平成25年度中3回まで

(ただし、余呉地域は5回、上草野・杉野・高時地区・西浅井地域は4回)
 ※特に降雪が多い場合は、上限回数を別に定めます。

【申請期限】3月28日(金)

問合せ・申請窓口

高齢福祉介護課(東別館1階)
 しょうがい福祉課(東別館1階)
 北部振興局および各支所福祉生活課
 ※申請書類は窓口に置いてあります。

行政 information
要介護認定を受けている人も障害者控除が受けられます
問 高齢福祉介護課(☎65-7789)

介護保険の要介護認定を受けている人や、その人を扶養している人で次の要件を満たしている人は、年末調整や確定申告で障害者控除を受けることができます。

【認定要件】
 12月31日時点で有効な介護認定を受けており、次のいずれかに該当する人

○介護保険認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ、ⅣまたはMと判定されている

○介護保険認定調査票の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がBまたはCと判定されており、かつ、6か月以上寝たきり状態であると読み取れる

控除を受けるには、「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、左記まで申請してください。

問合せ・申請窓口

高齢福祉介護課(東別館1階)
 北部振興局および各支所福祉生活課